

河内長野市  
新型インフルエンザ等対策行動計画  
[第2版]

令和8年(2026年)7月  
河内長野市

## 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)目次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画                | 1  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等                 | 1  |
| 第1節 感染症危機を取り巻く状況                          | 1  |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定                  | 2  |
| 第2章 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応         | 3  |
| 第1節 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定          | 3  |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針             | 5  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等       | 5  |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略               | 5  |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方                  | 6  |
| 第3節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項             | 9  |
| 第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担                | 12 |
| 第5節 新型インフルエンザ等対策の対策項目                     | 16 |
| 第6節 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等 | 17 |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組            | 18 |
| 第1章 実施体制                                  | 18 |
| 第1節 準備期(平時)                               | 18 |
| 第2節 初動期                                   | 19 |
| 第3節 対応期                                   | 20 |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション                  | 22 |
| 第1節 準備期(平時)                               | 22 |
| 第2節 初動期                                   | 23 |
| 第3節 対応期                                   | 25 |
| 第3章 まん延防止                                 | 27 |
| 第1節 準備期(平時)                               | 27 |
| 第2節 初動期                                   | 28 |
| 第3節 対応期                                   | 28 |
| 第4章 ワクチン                                  | 29 |
| 第1節 準備期(平時)                               | 29 |
| 第2節 初動期                                   | 30 |
| 第3節 対応期                                   | 30 |
| 第5章 保健                                    | 33 |
| 第1節 対応期                                   | 33 |

|         |                             |    |
|---------|-----------------------------|----|
| 第6章     | 物資 .....                    | 35 |
| 第1節     | 準備期(平時) .....               | 35 |
| 第7章     | 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保 ..... | 36 |
| 第1節     | 準備期(平時) .....               | 36 |
| 第2節     | 初動期 .....                   | 37 |
| 第3節     | 対応期 .....                   | 37 |
| 略称又は用語集 | .....                       | 41 |

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知のウイルス等が引き金となって発症する未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方によりヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスの出現により、世界的なパンデミックに陥り、世界中が混乱に巻き込まれたことは、記憶に新しい。

さらに、未知の新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

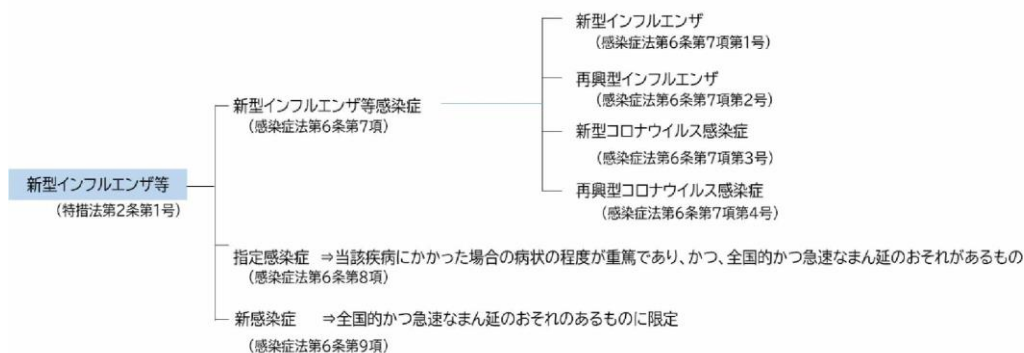
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
  - ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
  - ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- である。

図表1 新型インフルエンザ等



## 第2章 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

### 第1節 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年(2013年)6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年(2024年)7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、大阪府(以下「府」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、府における新型コロナ対応の経験を踏まえて、令和7年(2025年)3月に大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)が改定された。

本市では、特措法の制定以前から、平成21年(2009年)5月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験をふまえ、市民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、平成22年(2010年)2月、「河内長野市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

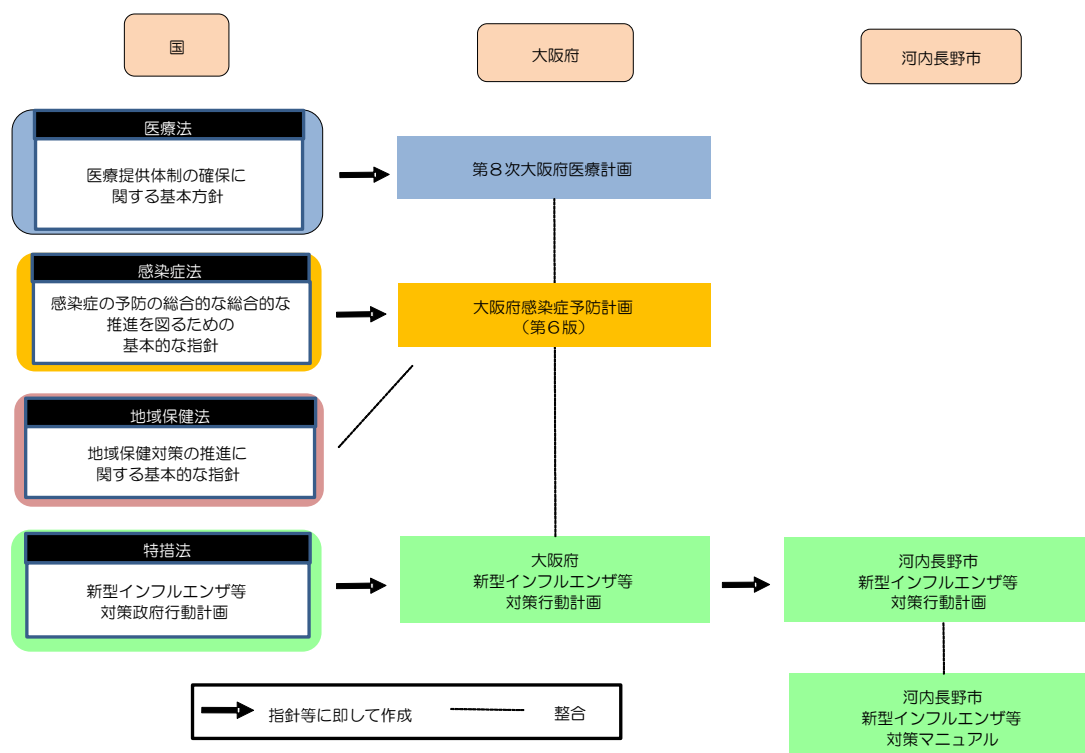
さらに、平成25年(2013年)3月には、大阪府対策本部(以下「府対策本部」という。)が設置された場合に、市長を本部長とする対策本部(任意設置を含む)を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、「河内長野市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

以上の経緯と特措法第8条の規定により、本市においても、平成26年(2014年)4月に病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定した。

今般、政府及び府行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や府での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

図表 2 保健・医療分野(感染症関連)における各計画の体系図



## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

##### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・徹底した感染症予防対策を実施することで、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、府が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

##### (2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、図表3のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国や府による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

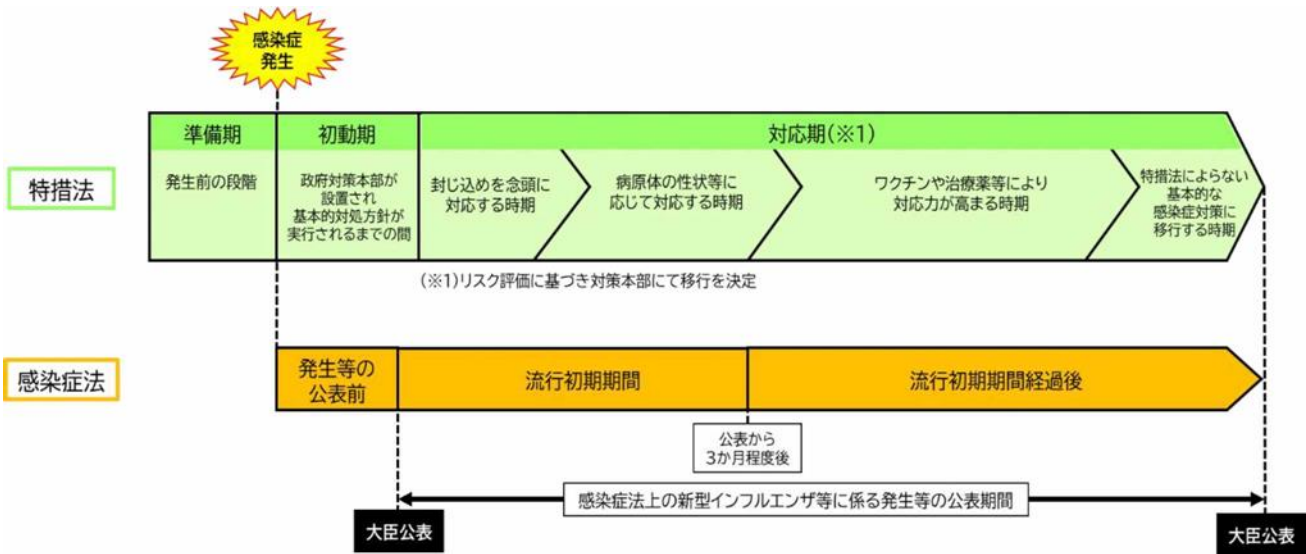
また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表3 時期に応じた戦略

| 時期  |                                                   | 戦略                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備期 | 発生前の段階                                            | 地域における医療提供体制の整備や市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。                                                                                                                                                                                                         |
| 初動期 | 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 | 直ちに初動対応の体制に切り替える。<br>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。                                                                                                                                                                                                                     |
| 対応期 | 府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期                            | 病原性に応じて、府が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。<br>なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。 |
|     | 府内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期                    | 国、府、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、府が実施する国及び市町村と協議に参加し、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。                                                |
|     | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期                             | 医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。                                                                                                                                                                                                                                                            |
|     | 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期                 | 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                          |

図表 4 感染症危機における特 措法と感染症法による時期区分の考え方(イメージ図)



### 第3節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、府等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

##### (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### (イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が府内で発生した場合も含め様々な状況を想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

##### (ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

##### (エ) 医療DXの推進や人材育成等

医療DXの導入により、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、医療DX等を推進する。

#### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(ウ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

##### (ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、府等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

#### (イ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や府のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

#### (ウ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組むことが重要である。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が早期に開発され、結果的に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずるに至らない場合もあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意し、常に最善の措置を図ることが重要である。

#### **(5) 関係機関相互の連携協力の確保**

市対策本部は、政府対策本部や府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、府に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### **(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応**

市は、府と連携して感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### **(7) 感染症危機下の災害対応**

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や府と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、人権等に配慮しながら、感染者の隔離を行うなど、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

#### **(8) 記録の作成や保存**

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO(世界保健機関)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【府の役割】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し確かな判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築すること、民間宿泊業者等と平時に宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、感染症に関する人材育成等、医療提供体制、保健所、検査体制及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府は、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と、予防計画や医療計

画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

また、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、府と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合や関係する都道府県との間で、感染症の発生動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。

### 【市の役割】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

市は、府とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

### 【保健所の役割】

感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等に対し、研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

また、保健所は、検査体制等の対応能力について計画的に準備を行う。

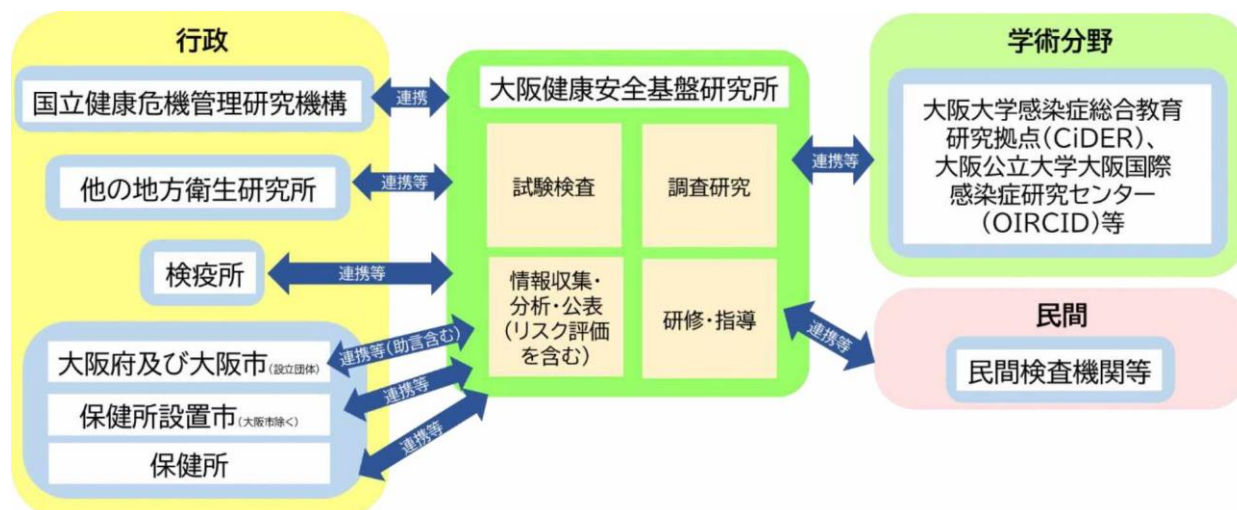
## （３） 地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、府等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「大阪健康安全基盤研究所」という。)は、府行動計画により、平時より、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)や大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)等の大学研究機関等との連携を進めるとともに、府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うとさ

れている。また、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、府に当該情報等を報告するものである。

図表 5 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役割等について



#### （４） 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、陰圧閉鎖病床の確保、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### （５） 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### （６） 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## **(7) 一般の事業者の役割**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## **(8) 市民の役割**

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第 5 節 新型インフルエンザ等対策の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、以下の 7 項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

主な対策項目である 7 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

## 第6節 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

### (1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

### (3) 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び府行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民の社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、府、市町村、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、市においては、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 第1節 準備期(平時)

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 行動計画等の作成や体制整備

- ① 市は、市行動計画及びマニュアルを作成するとともに、必要に応じ、変更する。

市は、行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、府等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。

《全部局》

- ③ 市は、府や医療機関による研修を活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

《危機管理課、健康推進課》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

《危機管理課、健康推進課》

#### 1-2. 関係機関との連携

- ① 市は、府や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるよう、対策に必要な物品等を事前に準備しておく。

《資産管理課、危機管理課、健康推進課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機事象として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 体制整備

- ① 政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《全部局》

- ③ 市は、機動的かつ効果的な対策実施のため、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

《財政課、秘書企画課》

- ④ 市は、国や府等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、サーベイランスに協力する。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 体制整備・強化

- ① 府は、新型インフルエンザ等対策については、専門家会議における助言等を踏まえ、府対策本部にて方針を協議し、決定している。

市においても、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《全部局》

- ③ 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《財政課、秘書企画課》

- ④ 市は、国や府等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、サーベイランスに協力する。

《危機管理課、健康推進課》

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

- ① 緊急事態宣言がなされた場合は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を市対策本部で行う。

《危機管理課、健康推進課》

### 3-3. 緊急事態措置のための職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、緊急事態措置のための事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、緊急事態宣言区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

《危機管理課、健康推進課》

### 3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、政府対策本部及び府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部及を廃止する。

《危機管理課、健康推進課》

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、府や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

### 第1節 準備期(平時)

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、府や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

###### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳チケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を府と連携して行う。学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行う。

《危機管理課、健康推進課、関係部局》

###### 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国、府及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するように努める。

《人権推進課、危機管理課、健康推進課》

### 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

《シティープロモーション課、危機管理課、健康推進課》

### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、コールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。

また、有事における府との円滑な連携のため、情報連携の方法について検討を行う。

《危機管理課、健康推進課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

（発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで公表）

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を府と連携して行う。

《シティープロモーション課、危機管理課、健康推進課、関係部局》

## 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《シティープロモーション課、危機管理課、健康推進課》

## 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

《人権推進課、危機管理課、健康推進課》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を府と連携して行う。

《危機管理課、健康推進課、関係部局》

#### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、患者等の健康観察に関して府から協力を求められることや、必要時には患者に生活支援を行うことを検討する。

《地域福祉高齢課、危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、初動期から引き続き、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《シティープロモーション課、危機管理課、健康推進課》

### 3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

《人権推進課、危機管理課、健康推進課》

## 第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、市は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

### 第1節 準備期(平時)

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国や府の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

《シティープロモーション課、危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、保健所や医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有

事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《危機管理課、健康推進課》

- ③ 市は府と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

また、市は平時から職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

《危機管理課、健康推進課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《全部局》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や市民の社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、国、府からの対策に従い柔軟かつ機動的に対応する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 市民等に対する情報提供

- ① 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

《危機管理課、健康推進課》

## 第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、国や府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

### 第1節 準備期(平時)

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 接種体制の構築

###### 1-1-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、河内長野市医師会・河内長野市歯科医師会・河内長野市薬剤師会等の医療関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

《健康推進課》

###### 1-1-2. 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図る。

《健康推進課》

###### 1-1-3. 住民接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国又は府の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

《健康推進課》

- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康推進課》

- ③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、河内長野市医師会・河内長野市歯科医師会・河内長野市薬剤師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医

療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康推進課》

#### 1-1-4. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

《健康推進課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

国や府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、適宜府と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

《健康推進課》

##### 2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、河内長野市医師会・河内長野市歯科医師会・河内長野市薬剤師会等の医療関係者に対して必要な協力を要請する。

《健康推進課》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

国や府の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 接種体制

① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康推進課》

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《健康推進課》

### 3-2. 特定接種

市は、国や府と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《健康推進課》

### 3-3. 住民接種

#### 3-3-1. 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方にに基づき、医療関係団体と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行なう。

《健康推進課》

#### 3-3-2. 予防接種の準備

市は、国や府と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

《健康推進課》

#### 3-3-3. 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《健康推進課》

#### 3-3-4. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《健康推進課》

#### 3-3-5. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、公的な施設を活用する等、接種体制を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を実施する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市内関係部局等や河内長野市医師会・河内長野市歯科医師会・河内長野市薬剤師会等の医療関係者と連携し、接種体制を確保する。

《健康推進課、介護保険課》

#### 3-3-6. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《健康推進課》

#### 3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について市民等へ適切な情報提供・共有を行う。

《健康推進課》

#### 3-5. 情報提供・共有

- ① 市は、医療機関等と連携し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

また、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

《健康推進課》

- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。

《健康推進課》

## 第5章 保健

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び大阪健康安全基盤研究所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び大阪健康安全基盤研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。

このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

### 第1節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、市が求められる業務に必要な体制を確保して、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

また、市休日急病診療所は医療措置協定に基づいて、発熱外来等の医療提供体制に協力する。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を府等と共有する。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 府が実施する検査に必要な応じて適切な検査の実施に協力する。

《危機管理課、健康推進課》

- ③ 市休日急病診療所は医療措置協定に基づいて、発熱外来体制の整備に関する府の要請に対応し協力する。

《健康推進課》

- ④ 配置された統括保健師が健康危機管理を含めた総合的なマネジメントを担う。

《健康推進課》

### 3-2. 主な対応業務の実施

#### 3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、府が実施する健康観察に協力し、特に高齢の新型インフルエンザ等の患者に対する相談や情報提供に努める。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、府からの要請に基づいて所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣する。

《健康推進課、人事課》

- ③ 市は、府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給等に協力する。

《危機管理課、健康推進課》

## 第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

### 第1節 準備期(平時)

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、新型インフルエンザ対策等行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、大阪南消防組合に対して、国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めることを要請し、大阪南消防組合は、この要請を受けて備蓄を進める。

《危機管理課、健康推進課》

## 第7章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 第1節 準備期(平時)

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、府が新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や府との情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《危機管理課、健康推進課》

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

《危機管理課、健康推進課》

##### 1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《危機管理課、健康推進課》

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを市民等に推奨する。

《危機管理課、健康推進課》

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。

《危機管理課、健康推進課、関係部局》

#### 1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

《環境政策課、資産管理課、危機管理課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《環境政策課、資産管理課》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者

のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

《健康推進課、こどもファミリーセンター、関係部局》

### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

《環境政策課、危機管理課、健康推進課、関係部局》

### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《学校教育課》

### 3-1-4. サービス水準に係る市民への周知

市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

《シティプロモーション課、危機管理課》

### 3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

《産業観光課》

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《シティプロモーション課、危機管理課、市民窓口課》

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《秘書企画課、産業観光課》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令

(昭和 21 年勅令第 118 号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《産業観光課、危機管理課》

### 3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

対応については、府が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから、府と連携し実施する。

- ① 市は、火葬場の指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

《環境政策課》

- ② 市は、市域内で火葬を行うことが困難と判断された場合、府を通じて近隣市町村に対して広域的に火葬の応援・協力を求める。また、府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域的に火葬の応援・協力を行う。

《環境政策課、危機管理課》

- ③ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《環境政策課、資産管理課、危機管理課》

## 3-2. 市民の社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業者に対する支援

市は、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《産業観光課、関係部局》

### 3-2-2. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民の社会経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

- ① ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置を講ずる。

《環境衛生課》

- ② 安定した上下水道の供給

まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、市職員及び委託業者による運用体制を確立する。

《水道課、下水道課》

### 3-3. 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

#### 3-3-1. 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

《産業観光課》

#### 3-3-2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱<sup>ぜいじやく</sup>な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《秘書企画課、関係部局》

## 略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する。

| 用語         | 内容                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療計画       | 医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。<br>※府が作成する当該計画は、「府医療計画」とする。                                                                                                                                                 |
| 医療措置協定     | 感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定。                                                                                                                                                                                |
| 疫学         | 健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。                                                                                                                                                                 |
| 関係省庁対策会議   | 新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。<br>「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成 16 年 3 月 2 日関係省庁申合せ)」に基づき開催。                                                                                                                 |
| 患者         | 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。                                                                                                                    |
| 患者等        | 患者及び感染したおそれのある者。                                                                                                                                                                                                                |
| 感染性        | 学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。<br>なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。                                            |
| 感染症危機      | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。                                                                                                                                            |
| 感染症対策物資等   | 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 |
| 感染症法       | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)                                                                                                                                                                                    |
| 季節性インフルエンザ | インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。                                                                                                                           |

| 用語           | 内容                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的対処方針      | 特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。                                                                                                                                                                              |
| 業務計画         | 特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。                                                                                                                                             |
| 業務継続計画 (BCP) | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。                                                                                                                                                         |
| 緊急事態宣言       | 特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。                                               |
| 緊急事態措置       | 特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。           |
| 健康観察         | 感染症法第 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所所在地の市長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。                                                                                                            |
| 健康危機対処計画     | 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年厚生省告示第 374 号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。 |
| 検査措置協定       | 感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定。                                                                                                                    |
| 行動計画         | 特措法に基づき、国、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。<br>※国が策定するものについては、「政府行動計画」とする。<br>府が策定するものについては、「府行動計画」とする。<br>市が策定するものについては、「市行動計画」とする。                                                                                    |

| 用語                     | 内容                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国立健康危機管理研究機構<br>(JIHS) | 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年(2025 年)4 月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。                                                               |
| 個人防護具                  | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。                                                                                                                                         |
| サーベイランス                | 感染症・環境汚染・経済等の動向について調査・監視を行うこと。                                                                                                                                                                                           |
| 再興型インフルエンザ             | かつて世界的に流行したインフルエンザウイルスが再び出現し、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的大流行の急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。                                                                                                                    |
| 再興型コロナウイルス感染症          | かつて世界規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であって、その後流行することなく長期間が経過しているもので、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的大流行の急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。                                                                                      |
| 自宅療養者等                 | 自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者。<br>※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。<br>※障がい者施設等は、障がい者支援施設、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、共同生活援助をさす。 |
| 指定(地方)公共機関             | 特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。                                                                                                                               |
| 住民接種                   | 特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。                                                                       |
| 宿泊施設確保措置協定             | 感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と宿泊業者等とが締結する協定。                                                                                                                                               |
| 新型インフルエンザ等             | 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び同条第 9 項に規定する新感染症(全国的大流行の急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その                                                |

| 用語                  | 内容                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。                                                                                                                                                                     |
| 新型インフルエンザ等対策閣僚会議    | 新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となつて対応するため、全閣僚が出席する会議。<br>「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成 23 年 9 月 20 日 閣議口頭了解)」に基づき開催。                                                                     |
| 新型インフルエンザ等に係る発生等の公表 | 感染症法第 44 の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。                                                                                           |
| 新型インフルエンザ等緊急事態      | 特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。                                                                                       |
| 新型インフルエンザ等対策推進会議    | 特措法第 70 条の 2 の 2 に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。                                                                                                                                              |
| 新型コロナウイルス           | 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年(2020 年)1 月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。                                                             |
| 新型コロナウイルス感染症等       | 感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。                                                                                                                         |
| 新興感染症               | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。                                                                                                                                        |
| 生活関連物資等             | 食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民の社会経済活動上重要な物資。                                                                                                                                                |
| 積極的疫学調査             | 感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。                                                                                                                     |
| 双方向のコミュニケーション       | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。                                                                                 |
| 対策本部                | 特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。<br>※国が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。<br>府が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。<br>市が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「市対策本部」とする。 |

| 用語             | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域保健対策の基本的な指針  | 地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。                                                                                                                                                                                                                  |
| 地方衛生研究所        | 地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう。                                                                                                                                                                           |
| 地方公共団体         | 大阪府及び市町村(保健所設置市を含む)。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 登録事業者          | 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。                                                                                                                                                                                   |
| 特措法            | 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)                                                                                                                                                                                                                                           |
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。<br>地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。                                                                                                                                  |
| 特定接種           | 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。<br>特定接種の対象となり得る者は、<br>①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)<br>②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。<br>③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。 |
| 都道府県連携協議会      | 感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。                                                                                                                                                                                |
| 偽・誤情報          | いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 濃厚接触者          | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。                                                                                                                                                                                                             |
| 病原性            | 学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。<br>なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。                                                                                              |

| 用語           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民等          | 市に居住する住民及び府に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村民等。<br>※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。                                                                                                                                                                                                                               |
| フレイル         | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。                                                                                                                                                                                                                   |
| 平時           | 患者発生後の対応時以外の状態(準備期)。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| まん延防止等重点措置   | 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| 無症状病原体保有者    | 感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 薬剤感受性        | 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 有事           | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。                                                                                                                                                                                                                         |
| 予防計画         | 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。<br>※府が作成する計画は「府予防計画」、市が作成する計画は「市予防計画」という。                                                                                                                                                                                                 |
| リスクコミュニケーション | 関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)につなげていくための活動。                                                                                                                                                                                                                   |
| リスク評価        | 情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。<br>感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。                                                                                                                                                                         |
| 流行状況が収束する    | 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 流行初期期間       | 新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後3か月程度。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 流行初期期間経過後    | 新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後から6か月程度以内。                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 用語          | 内容                                                                                                                                                                                         |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワンヘルス・アプローチ | 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。                                                                                                                                      |
| EBPM        | エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。           |
| ICT         | Information and Communication Technology の略。<br>情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。 |
| PDCA        | Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返す行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。                                                                                                                |